

## 田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年1月14日（火）午前8時57分から午前9時26分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

### 農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

### 農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

## 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可  
について

議案第 2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 3号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ  
いて

報告第 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受  
理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

## 7 会議の概要

事務局 ただいまより、1月の定例総会を開催いたします。  
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員  
10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議  
が成立します。

議事録署名者の指名を行います。2番の中山稔委員と3番の田澤一委員  
を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ  
いて」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ  
ったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明いたします。  
今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が1件です。  
3ページをお開きください。  
所有権移転の整理番号1番は、枝川川部の畑、1,316㎡です。  
譲渡人が高齢により農地を手放したい意向のため、隣接地を耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。  
次に、整理番号2番は、大曲川原田の畑2筆、合計2,281㎡です。  
譲渡人が経営見直しにより当該農地を手放したい意向であったため、譲渡人の農作業の手伝いに来ている譲受人と協議して売買することとなったものです。  
スイカの作付けが予定されています。  
次に、整理番号3番は、境森東栄田の田4筆、合計4,455㎡です。  
譲渡人は農地を手放したい意向のため、親戚である譲受人に申し出て贈与することとなったものです。  
4ページをお開きください。  
整理番号4番は、高樋石盛の田、895㎡です。  
譲渡人は東京への転居を予定しており、農地を手放したい意向のため、当該農地の隣に住んでいる譲受人に申し出て売買することとなったものです。  
飯米と一部に自家消費野菜を作付けする予定です。  
なお、譲受人自身は現在農業経営を行っておりませんが、黒石市に在住の父親の農作業を手伝っており、いずれは経営を継承する予定です。  
また、今回の申請にあたっては、事前に委員の面談も行っております。  
5ページをお開きください。  
賃貸借権設定の整理番号1番は、枝川館子の田1筆、前田屋敷村元の田3筆、堂野前西田の田1筆の合計8,420㎡です。  
同一世帯の親子間での貸借ですが、将来的に子への経営移譲を行うことを見据えての利用権設定となっております。  
以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。  
議案第1号に対して、意見、質問等ありませんか。

2番委員（中山 稔）

賃貸借権設定の整理番号1番、これ親子関係で将来は経営移譲も予定しているということなのですが、この表を見ると賃貸人、賃借人ともに面積いっしょなのですが、それと、今回賃貸借する面積が8,420㎡で、残りの田、畑については経営移譲等はされているのか、それとも賃貸借権設定がされているのでしょうか。

事務局（鈴木）

全部というわけではなく、●●さんのうちで経営している面積の内、全体の4分の1くらいを子の●●さんの名前で貸借しています。

推進委員（工藤 成幸）

今のは賃貸人、賃借人の田の耕作面積19,089㎡の中に8,420㎡も入っているということですか。

事務局（鈴木）

入っています。同一世帯の中での貸借なので、世帯としての経営面積は変わらないということです。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第1号は原案のとおり決定することとします。  
次の議案第2号につきましては、5番阿部雄一郎委員、7番福原義明委員、推進委員の白戸卓郎委員及び私が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで退席となります。

議長につきましては、会長職務代理者をお願いします。

（白戸会長、5番阿部雄一郎委員、7番福原義明委員、白戸卓郎推進委員 退席  
9：08）

会長職務代理者

白戸会長に代わり、議事を進行させていただきます。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が10件、賃貸借権設定が22件、使用貸借権設定が1件です。

7ページをお開きください。

整理番号1番は、大根子松森の田、6,085㎡です。

当該農地は、以前から譲受人が借受けて耕作している農地です。

譲受人が取得を希望し、双方協議の上売買することとなったものです。

次に、整理番号2番は、大曲早稲田の田2筆と大曲川原田の田2筆の合計4,227㎡です。

これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地で、貸借期間満了に伴い、双方協議の上売買することとしたものです。

次に、整理番号3番は、大根子南田の田、311㎡です。

譲受人は、当該農地の周辺農地を所有しており、農地の集約化を目的として取得を希望したものです。

8ページをお開きください。

整理番号4番は、東光寺村岡の田、2,595㎡です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号5番は、高樋深山林の田、1,937㎡です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、周辺農地を耕作する譲受人に申し出て売買することとなったものです。

次に、整理番号6番は、高樋深山林の田1筆と高樋泉の田1筆の合計162㎡です。

周辺農地を耕作している譲受人からの申し出により、双方協議の上売買することとなったものです。

9ページをお開きください。

整理番号7番は、前田屋敷南佃の畑、712㎡です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、事務局が周辺の耕作者にマッチングを行い、売買することとなったものです。

次に、整理番号8番は、前田屋敷南佃の畑、77㎡です。

こちらも整理番号7番と同様に、譲渡人からの申し出により事務局がマッチングを行ったものです。

次に、整理番号9番は、東光寺前田の田、1,843㎡です。

当該農地は、以前から譲受人が借受けて耕作している農地です。

譲受人が取得を希望し、双方協議の上売買することとなったものです。  
10 ページをお開きください。

整理番号 10 番は、大根子宮崎の田、645 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は農地を手放したい意向であり、また、譲受人が取得を希望したことから、双方協議の上売買することとなったものです。

11 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 1 番は、田舎館前川の畑 3 筆、合計 5,837 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 2 番は、前田屋敷南一本柳の田、3,684 m<sup>2</sup>です。

当該農地は 10 月に前の賃借人と合意解約した農地で、今回新たな受け手と貸借することとなったものです。

12 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。

整理番号 3 番は、和泉上福岡の田 2 筆、合計 3,910 m<sup>2</sup>です。

これまでは賃借人の父親の名義で借り受けていたものですが、今回賃借人の名義で貸借するため、解約し中間管理を通すこととしたものです。

次に、整理番号 4 番は、前田屋敷北一本柳の田 4 筆、合計 4,932 m<sup>2</sup>です。

11 月の総会で説明した件と関連しますが、前田屋敷地区で実施された農業用水路の整備に係る補助事業の要件として、担い手への農地集積が必要となっているため、認定農業者である賃借人に貸付けを行うものです。

なお、整理番号 5 番から 7 番につきましても、同様の理由により法人への貸付けに切り替えたものです。

整理番号 5 番は、前田屋敷北一本柳の田 2 筆、合計 5,694 m<sup>2</sup>です。

13 ページをお開きください。

整理番号 6 番は、前田屋敷北一本柳の田 2 筆、南一本柳の田 8 筆の合計 11,986 m<sup>2</sup>です。

14 ページをお開きください。

整理番号 7 番は、前田屋敷北一本柳の田 8 筆、南一本柳の畑 2 筆と田 1 筆、合計 12,517 m<sup>2</sup>です。

次に、整理番号 8 番は、大曲早稲田の田 1 筆、大曲川原田の田 4 筆の合計 3,627 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

15 ページをお開きください。

整理番号 9 番は、川部中西田の田、2,897 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 10 番は、田舎館前田の田 3 筆、田舎館前川の田 3 筆、

田舎館松橋の田 2 筆の合計 15,968 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

16 ページをお開きください。

整理番号 11 番は、東光寺稲田の田 2 筆、合計 3,361 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 12 番は、前田屋敷北佃の田 4 筆、合計 7,423 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 13 番は、堂野前西田の田 2 筆、合計 6,836 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

17 ページをお開きください。

整理番号 14 番は、大曲早稲田の田 1 筆と大曲川原田の田 3 筆の合計 5,578 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 15 番は、川部下船橋の田 3 筆、合計 4,738 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

18 ページをお開きください。

整理番号 16 番は、高樋川原田の田 2 筆、高樋鱸沼の田 3 筆の合計 5,239 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

次に、整理番号 17 番は、垂柳前田の田、1,867 m<sup>2</sup>です。

賃貸人の経営規模縮小のため、隣接地の耕作者と貸借するものです。

19 ページをお開きください。

整理番号 18 番は、田舎館東田の田、1,973 m<sup>2</sup>です。

これまで賃貸人が保全管理をしていた農地ですが、近隣を耕作している賃貸人と双方協議の上貸借することとなったものです。

次に、整理番号 19 番は、堂野前宮下の田、4,926 m<sup>2</sup>です。

賃貸人の経営規模縮小のため、近隣を耕作している賃貸人と貸借することとなったものです。

次に、整理番号 20 番は、川部下西田の田 1 筆と和泉早稲田の田 1 筆の合計 6,364 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

20 ページをお開きください。

整理番号 21 番は、和泉早稲田の畑、288 m<sup>2</sup>です。

当該農地は整理番号 20 番の和泉早稲田の田に隣接しており、今回併せて貸借することとしたものです。

次に、整理番号 22 番は、川部下船橋の田 1 筆、和泉上福岡の田 1 筆、前田屋敷村元の田 6 筆の合計 12,055 m<sup>2</sup>です。

期間満了に伴う再設定です。

21 ページをお開きください。

農地中間管理事業の一括方式による使用貸借権設定です。

整理番号1番は、垂柳長田の田2筆、合計6,837㎡です。

期間満了に伴う再設定です。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会長職務代理者

議案の審議に入ります。

議案第2号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長職務代理者

ないようですので、議案第2号は原案のとおり決定することとします。  
ここで議長を交代いたします。

(白戸会長、5番阿部雄一郎委員、7番福原義明委員、白戸卓郎推進委員 着席  
9:20)

会長 議長を交代いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明いたします。

令和5年4月1日に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、従前の農用地利用配分計画が廃止されたことに伴い、農地中間管理機構における農地の権利設定につきましては、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなりました。

農用地利用集積等促進計画の作成については、農業委員会から農地中間管理機構へ作成の要請をする必要があることから、本会で審議を求めるものです。

それでは議案の説明をいたします。

23 ページをお開きください。

今月の案件は、賃貸借権設定が1件です。

整理番号1番は、現在の受け手との解約に伴う新たな受け手への再配分となっております。

なお、再配分の場合は、現在の賃借料や貸借期間等の契約内容がそのまま引き継がれることとなります。

以上の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第3号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第3号は原案のとおり決定することとします。  
次に報告事項に入ります。  
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」  
を事務局から説明願います。

事務局 報告第1号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。  
25 ページをお開きください。  
整理番号1番につきましては、12 ページの整理番号3番のとおり、中間管理を通して新たな受け手と貸借するため解約するものです。  
整理番号2番と3番につきましては、賃借人の経営規模縮小のため解約するものです。  
解約後は、●●●●さんの子が耕作する予定です。  
26 ページをお開きください。  
整理番号4番は、貸借している農地が防雪柵設置のため一部県に収用されたことから、その収用部分を解約するものです。  
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長      ないようですので、報告第1号を終わります。  
次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局      報告第2号は、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。  
農地法第5条の届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出となっております。  
28ページをお開きください。  
今月は1件受理しております。  
整理番号1番は、畑中樋口の畑2筆、合計366㎡です。  
足場を組んだものにブルーシートをかけて、農機具格納庫として利用するため使用貸借するものです。  
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会 長      ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員      (ありませんの声)

会 長      ないようですので、報告第2号を終わります。  
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。  
ありがとうございました。